

Ver 1.0

高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	大正町森林組合温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト ～山、川、海、自然が人が元気です～
プロジェクト 代表事業者名	高知県高岡郡四万十町大正 475-2 大正町森林組合 代表理事組合長 伊与木 豊 

提出日 平成23年6月30日 Ver.1.0

受理日 年 月 日 Ver.

最終版提出日 年 月 日 Ver.

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	大正町森林組合		
住所	高知県高岡郡四万十町大正 475-2		
代表者氏名	伊与木 豊	担当者氏名	小野川 拓治
担当者所属	森林整備課	担当者役職	森林整備部長代理
担当者 E-mail	t_onogawa@shimantohinoki.or.jp	担当者電話番号	0880-27-0119
プロジェクトでの役割			
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	無		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	無		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	大正町森林組合(タイショウチョウシンリンクミアイ)		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)口座番号 ※6	未取得		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: 大正町森林組合		

ダブルカウントの防 止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☒ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 ☐ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています 類似制度名: _____ ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由: _____ 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 ☐ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☒ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。
----------------------------	---

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 ☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。 ☐ ホームページ ホームページ URL: _____ ☐ 出版物 (環境報告書/定期刊行物) ☐ その他 具体的に: _____ ☒ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。 【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】 ☒ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____ ☐ その他 具体的に: _____ ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。
--	--

B:プロジェクト活動の概要①

	項目								
	B.1 プロジェクトの目的及び内容								
B.1 プロジェクト活動	【目的】 プロジェクト対象地は、森林組合と長期施業契約を締結している場所である。計画的に森林の管理、施業を行うことでクレジットを創出し、今後の森林整備につなげていくことを目的とする。また、森林整備によるCO2吸収量をクレジット化させ、売却することにより得られた収益を森林整備の費用の一部賄うことでコストの負担を軽減し、環境と森林資源の双方から持続可能な森林管理を展開していくとともに林業後継者の育成、確保など、地域林業の活性化を図る。								
	【内容】 本事業は、高知県高岡郡四万十町大正地区に位置する四森施 21-19 団地において、平成 21 年度から森林施業計画に基づき行った森林施業と今後行う森林施業により、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度による資金を運用することにより、森林所有者の負担を軽減することで、森林整備を推進し、公益性を高め、環境に配慮した森林管理を行う。								
	B.1.2 プロジェクト実施前の状況 【森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)】 森林施業計画から抜粋(21-19)								
	樹種 年齢	スギ		ヒノキ		クヌギ		その他	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
	1 年齢級	0.00	-	0.00	-	24.25	-	0.00	-
	2 年齢級	0.00	-	0.00	-	0.00	-	0.00	-
	3 年齢級	0.00	-	0.00	-	4.35	122	0.00	-
	4 年齢級	0.00	-	15.16	2,056	0.00	-	0.00	-
	5 年齢級	0.00	-	0.00	-	45.16	3,796	0.00	-
	6 年齢級	0.00	-	3.11	659	9.41	923	6.68	701
	7 年齢級	1.73	744	176.42	45,730	0.00	-	37.93	4,361
	8 年齢級	1.16	526	83.21	24,890	0.00	-	1.03	128
	9 年齢級	24.58	10,935	80.86	26,495	0.00	-	10.00	1,260
	10 年齢級	1.89	1,015	7.75	3,044	0.00	-	5.64	750
	11 年齢級～	12.62	7,015	35.78	15,690	0.00	-	2.99	504
	合計	41.98	20,235	402.29	118,564	83.17	4,841	64.27	7,704
(1) 背景 高知県は、樹木の生育に適した気候条件に恵まれ、林野面積が県土の 84%を森林が占める全国一の森林県である。 この豊富な森林資源は、戦後の大規模で積極的な植林によるもので、現在、森林資源は成熟しつつあり、大きな森林資源となっている。しかしながら、木材価値の低下により、林業の採算性が著しく悪化する中で、森林所有者等の森づくりや林業に対する意欲は低下し、不在村森林所有者や相続などによる森林境界の不明な森									

林が増加するなど、適正な森林管理がされないまま放置され、荒廃へと繋がる森林が増加している。(図 1)

森林・林業・木材産業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、森林所有者や林業事業者の努力だけでは、健全なもりづくりは困難になっている。四万十町(旧大正地区)においても、県と同様に戦後の造林施業による人工林が 76%を占めている。

また、民有林の人工林については、中山間地域の過疎化により不在村森林所有者が増加している



(図 1) 手入れの遅れた荒廃森林

こと、林業の採算性が低下していることから森林整備の遅れが問題となっている。

(2) 四万十町(旧大正地区)の取組の現状

ア 民有林の整備の推進

木材価格が低迷する一方で、経営コストが増加するなど、林業経営の採算性が著しく悪化する中で、小規模に分散している森林の所有形態や高齢化・減少している林業の担い手の問題などが、森林管理を阻害している大きな要因ともなっている。

四万十町では、こういった現状の中でも、間伐による森林整備を進め(図 2)、森林の多面的機能の発揮を目指しているところである(図 3)。



(図 2) 間伐による森林整備



(図 3) 森林の多面的機能の発揮

イ 「協働の森づくり事業」の推進

また、企業、県、町の協力により「コクヨ株式会社と協働の森パートナーズ協定」を締結し、よりよい環境づくりのため、企業からの協賛を得て、手入れの行き届かない森林の再生のための森林整備や地域住民との交流事業を企業と手を携えて取り組んでいる(図 4、図 5)



(図 4) 協働の森パートナーズ協定



(図 5) CSR活動と地域交流

ウ 「森の工場」の推進

高知県では、成熟しつつある人工林資源を利活用するため、「森の工場」を推進しています。この制度は、森林を集約化することによって、事業体の収益性を高め、森林所有者への収益の還元を図ることにより林業就業者の安定的な雇用に繋げることを目的としています。当プロジェクト対象地においては、平成 18 年 3 月 10 日に「森の工場」の承認を受け、積極的な森林整備を推進しています

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

(1) プロジェクト活動の流れ



1 未整備森林の調査 → 2 作業道整備と間伐 → 3 健全な森林吸収量確保

作業手順の紹介

作業道開設



間伐作業



(2) 吸収の達成手段

森林吸収を増大させるためには人為的な間伐施業を行うが、その方法、間伐率については次のとおりである。

ア 間伐方法

(ア) 定性間伐(単木間伐)

形質に重点を置き、あらかじめ伐る木(単木)を決めて行うことで、不良木を伐採し優良木を残す方法をとっている。間伐の方法として最も一般的な方法である。

(イ) 列状間伐

定量的に斜面の上下に沿って列状(筋状)に間伐する方法であり、2列を残して1列を伐採する「2残1伐」や「3残1伐」など、森林の状況により方法を選択する。列状間伐では、定性間伐のように伐採する木を選ばず、効率を優先するため、優良木を伐採してしまい、不良木が残ってしまうという短所もあるが合理的で安全性の高い間伐方法である。

イ 間伐率

本数間伐率30%もしくは40%(選択制)

ウ ゾーニング

森林の多面的な機能を発揮するため、森林を三種類に区分し、それぞれの区分ごとに適切な森林の整備

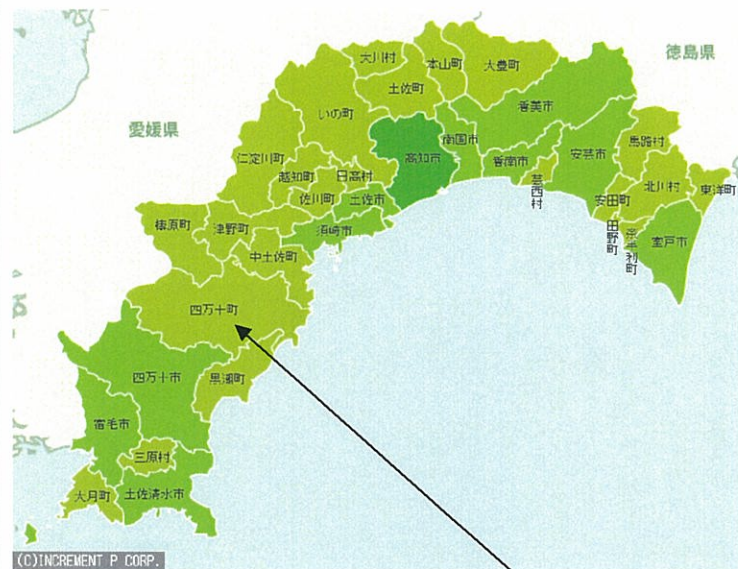
	を進めているが、当プロジェクト対象地は、資源循環利用林と水土保全林(活用型)である。この区分では木材生産に適した森林ゾーンとして、生産に伴う適切な施業を効率的に行い、森林の多様な機能が発揮できる森林として管理する。 (3) 森林施業計画の更新 当プロジェクト対象森林においては持続的で適正な森林の管理を維持するため、プロジェクト期間終了後10年間の平成35年3月31日まで森林施業計画を更新していくこととしている。 (4) 間伐材の流通 間伐によって発生した間伐材は、作業道の有無や架線敷設の可能性、及び搬出経費と市場価格から採算に見合うと判断される場合には、最大限活用することとしている。また、間伐材を有効利用する観点以外にも、林業従事者の安定的な雇用確保、森林の持続性の確保につながるという利点がある。 搬出される間伐材は、市場に出荷され用材として利用されるほか、用材に利用できない間伐材(C材)については、パルプ業者へ搬送、売却する。																																				
B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること)) <table border="1" data-bbox="304 808 1318 1364"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタルコンパス</td> <td>レーザーテクノロジー社</td> <td>5年</td> <td>2008.12</td> <td>面積測量器</td> </tr> <tr> <td>トゥルーパルス</td> <td>レーザーテクノロジー社</td> <td>5年</td> <td>2008.12</td> <td>面積測量器</td> </tr> <tr> <td>バーテックスⅣ. トランスポンダーT3</td> <td>ハグロフ社(スウェーデン)</td> <td>5年</td> <td>2008.11</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドルール</td> <td>KDS</td> <td>5年</td> <td>2008.11</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> <tr> <td>モバイルマップーCX</td> <td>MAGELLAN</td> <td>5年</td> <td>2008.12</td> <td>位置測定器 位置制度:1m</td> </tr> <tr> <td>測量ロープ</td> <td>ヤマヨ</td> <td>5年</td> <td>2007.8</td> <td>距離測定ロープ 100m</td> </tr> </tbody> </table> 耐用年数の経過した機器については、別途手順書を定め、使用前キャリブレーション実施することで正確な測定値が確保できるように努めることとする。		機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	デジタルコンパス	レーザーテクノロジー社	5年	2008.12	面積測量器	トゥルーパルス	レーザーテクノロジー社	5年	2008.12	面積測量器	バーテックスⅣ. トランスポンダーT3	ハグロフ社(スウェーデン)	5年	2008.11	樹高測定器	ダイヤモンドルール	KDS	5年	2008.11	胸高直径測定器	モバイルマップーCX	MAGELLAN	5年	2008.12	位置測定器 位置制度:1m	測量ロープ	ヤマヨ	5年	2007.8	距離測定ロープ 100m
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																																	
デジタルコンパス	レーザーテクノロジー社	5年	2008.12	面積測量器																																	
トゥルーパルス	レーザーテクノロジー社	5年	2008.12	面積測量器																																	
バーテックスⅣ. トランスポンダーT3	ハグロフ社(スウェーデン)	5年	2008.11	樹高測定器																																	
ダイヤモンドルール	KDS	5年	2008.11	胸高直径測定器																																	
モバイルマップーCX	MAGELLAN	5年	2008.12	位置測定器 位置制度:1m																																	
測量ロープ	ヤマヨ	5年	2007.8	距離測定ロープ 100m																																	
B.3 プロジェクト実施場所	実施事業所名	大正町森林組合																																			
	住所	(プロジェクト実施事業所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 高知県高岡郡四万十町大正 475-2																																			
	森林所在地	別添資料1のとおり																																			

概要

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)

1 概要

プロジェクト対象地は、高知県高岡郡四万十町(旧大正町)に位置する。位置については、下図のとおりである。



プロジェクト対象地



2 プロジェクトの範囲

当プロジェクトは、プロジェクト代表事業者(森林組合)の所有する森林を対象とするものであるが、森林施業と一体的に効率よく実施するために周辺の民有林を含んだ一体的な森林施業計画の認定を受けている。

このため、申請は森林施業計画単位で行っていないが、森林施業計画の認定を受けている森林組合が森林所有者と長期受委託契約を締結し、一体的に整備を進めていくこととしている。

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2010年2月22日～2013年3月31日(3年1ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2010年4月1日～2013年3月31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	233	433	430	1,097
B.7 モニタリング 報告の頻度		年1回を予定					
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	高知県造林事業費補助金					
	補助金額 (申請額含む)	20,298,385円					
	補助対象年月日	2010年4月1日 ～ 2012年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	資料1-S					
B.9 他制度への 申請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)	無					
備考		①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する。 ②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する。 (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) プロジェクト遂行に影響をおよぼすリスクとして豪雨、台風等に伴う風倒、土砂崩れ、ナラタケ病、ニホンキバチ、ニホンジカなどによる病虫害害、人為的、自然発生的山林火災が考えられる。 当プロジェクト対象地においては、定期的に巡回することで、未然に防ぐことが可能なリスクに対処することとするが、突発的な自然災害においては、森林国営保険による補てん、その他については自力の植栽を実施することで災害に対するリスクに備えることとしている。					

C: 適用方法論										
C.1 適用方法論	方法論番号	NO. R001 Ver. 4.1								
	方法論名称	「森林経営活動によるCO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」								
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条 件	説 明 ※1								
	C.2.1 条件1	当プロジェクト対象地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第5条に定める森林である。								
	C.2.2 条件2	当プロジェクトの森林施業計画は、国有林を含む。また、間伐実施地のうち、同意が得られない箇所についてはプロジェクト対象地から除外している。このため、森林施業計画単位での申請が困難であることから、間伐を実施する箇所のうちこれらの箇所を除外してプロジェクト対象地としている。なお、プロジェクト代表事業者等が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く)が計画されていない。 また、2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されるものであり、2013年3月31日までの計画策定がされている。								
	C.2.3 条件3	森林施業計画の認定番号 四森施 21-19 認定日: 2010年2月 8日 期 間: 2010年2月22日～2015年2月21日								
C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明) <table border="1"> <thead> <tr> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	準拠の説明	説明	☐ 全く準拠しない		☐ 一部準拠しない*		☒ 全て準拠する	
準拠の説明	説明									
☐ 全く準拠しない										
☐ 一部準拠しない*										
☒ 全て準拠する										

	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 371 715 465">モニタリングパラメータ</th> <th data-bbox="715 371 954 465">モニタリングパターン</th> <th data-bbox="954 371 1415 465">選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 465 715 712" rowspan="2">活動量</td> <td data-bbox="715 465 954 521">☐ 森林 GIS</td> <td data-bbox="954 465 1415 521"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 521 954 712">☒ 実測</td> <td data-bbox="954 521 1415 712">モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 712 715 1048" rowspan="2">拡大係数</td> <td data-bbox="715 712 954 768">☐ 実測</td> <td data-bbox="954 712 1415 768"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 768 954 1048">☒ 公表資料、学術論文等</td> <td data-bbox="954 768 1415 1048">モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6【各係数のモニタリング】パターン2のとおり「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドラインⅡ-29の係数を使用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1048 715 1682" rowspan="2">収穫予想表</td> <td data-bbox="715 1048 954 1149">☐ システム収穫表(LYCS等)</td> <td data-bbox="954 1048 1415 1149"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1149 954 1682">☒ 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)</td> <td data-bbox="954 1149 1415 1682">モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6.7<収穫予想表>パターン2により平成18年10月に高知県森林局(現高知県林業振興・環境部森づくり推進課)で定められた長伐期森林施業指針のデータとして高知県民有林収穫表(スギ、ヒノキ)(資料4)を使用する。なお、年間成長量算定の際は、同収穫表のデータ版を使用するため、資料4で提示した収穫表の表記内容とずれが生じる場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	☐ 森林 GIS		☒ 実測	モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。	拡大係数	☐ 実測		☒ 公表資料、学術論文等	モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6【各係数のモニタリング】パターン2のとおり「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドラインⅡ-29の係数を使用する。	収穫予想表	☐ システム収穫表(LYCS等)		☒ 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6.7<収穫予想表>パターン2により平成18年10月に高知県森林局(現高知県林業振興・環境部森づくり推進課)で定められた長伐期森林施業指針のデータとして高知県民有林収穫表(スギ、ヒノキ)(資料4)を使用する。なお、年間成長量算定の際は、同収穫表のデータ版を使用するため、資料4で提示した収穫表の表記内容とずれが生じる場合がある。
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																		
活動量	☐ 森林 GIS																			
	☒ 実測	モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。																		
拡大係数	☐ 実測																			
	☒ 公表資料、学術論文等	モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6【各係数のモニタリング】パターン2のとおり「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドラインⅡ-29の係数を使用する。																		
収穫予想表	☐ システム収穫表(LYCS等)																			
	☒ 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	モニタリング方法のガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6.7<収穫予想表>パターン2により平成18年10月に高知県森林局(現高知県林業振興・環境部森づくり推進課)で定められた長伐期森林施業指針のデータとして高知県民有林収穫表(スギ、ヒノキ)(資料4)を使用する。なお、年間成長量算定の際は、同収穫表のデータ版を使用するため、資料4で提示した収穫表の表記内容とずれが生じる場合がある。																		
C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラ	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) このプロジェクトが実施されなかった場合、対象地である四万十町(旧大正地区)については、財政難から森林の整備に係る多額の経費がかかるため、森林を適切な状態に保つために必要な間伐が2007年以降に度実施されなかった状態。																		

インシナリオ)		(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)	
		データの信頼性・入手可能性	説明
		☐ 低い	
		☒ 低くない	
		(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)	
		施業計画通りに実施しない可能性	説明
		☐ 可能性がある	
		☒ 可能性がない	
		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)	
		転用の可能性	説明
		☐ 可能性がある	
		☒ 可能性がない	

	C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定	(温室効果ガス排出源・吸収源) <table border="1"> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス 地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td></td> </tr> </table> リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。 <table border="1"> <tr> <th>リーケージの種類</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>無</td> </tr> </table> (温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準) <table border="1"> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源		リーケージの種類	説明	☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	無	☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	無	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	☐ 使用		☒ 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明																			
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス																			
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源																				
リーケージの種類	説明																			
☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	無																			
☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	無																			
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明																			
☐ 使用																				
☒ 使用しない																				
C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確かなデータの使 用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用) <table border="1"> <tr> <th>不確かなデータの使 用</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 使用する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	不確かなデータの使 用	説明	☐ 使用する		☒ 使用しない													
不確かなデータの使 用	説明																			
☐ 使用する																				
☒ 使用しない																				

	C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する) <table border="1"> <tr> <td>モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td><td>説明</td></tr> <tr> <td>☐ 存在する</td><td></td></tr> <tr> <td>☒ 存在しない</td><td></td></tr> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	☐ 存在する		☒ 存在しない	
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
☐ 存在する								
☒ 存在しない								
C.6 モニタリングプロットの設置		(モニタリングプロットの設定方法に関する記述) 四万十町(旧大正地区)で、樹種ごとに 30ha以下でグループ化し、グループ内で一箇所設定する。 設定する小班は 1ha以上のものを設定 尾根筋や谷などの地形、標高、地質等を考慮して、平均的林層の場所に設定 その他、モニタリングガイドラインに則って、設定 (モニタリングプロットに対応した資料の準備) モニタリングプロット設定位置図は資料3-3のとおり						
C.7 備考		無						

D.その他

D.1 関連する許認可及び関連法令

当該プロジェクト地については、森林法第5条に規定された森林である。関連する許認可及び関係法令については下記のとおりである。

認定番号 四森施 21-19

一部が土砂流出防備保安林、水源かんよう保安林に指定されている。

対象地が「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」第2章第14条の保全・活用地区に指定されている。

プロジェクト実施に係る許認可、届け出書に係る書類については別添添付。(資料1-P)

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☒ 第9条森林所有者としての責務 ☐ その他(具体的に:)
2	森林法	☐	☒ 第5条地域森林計画 ☒ 第11条森林施業計画 ☒ その他(保安林制度)
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	☐	☒
4	種の保存法	☒	☐
5	鳥獣保護法	☒	☐
6	騒音規制法	☒	☐
7	景観法	☒	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☒	☐
9	環境影響評価法	☒	☐
10	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	☐	☒ 第14条(保全・活用地区内における行為の制限等)

D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	【プロジェクト対象森林の所有者が、プロジェクト代表事業者等に含まれない場合】 プロジェクト代表事業者等と森林所有者の間で永続性の担保について確認・合意したことの証拠(3ーEー1)。また、当プロジェクトにおいては、土地所有者の確認において覚書をかかわることが出来なかった箇所をプロジェクト対象地から除外している。 * プロジェクト対象森林について、所有者以外に権利を有する者(入会権者等)が存在する場合も、永続性担保について確認・合意したことの証拠が必要となる。 【間伐促進型プロジェクトで、プロジェクト対象地に含まれない森林所有者がいる場合】 間伐を実施しない森林所有者に対して、永続性を担保するために実施した説明会等を実施したことの証拠 * プロジェクト対象地に含まれない森林について、所有者以外に権利を有する者(入会権者等)が存在する場合も、永続性担保に必要な説明会等の証拠が必要となる。 当該プロジェクトは、森林施業計画単位の申請でないため、プロジェクト実施場所における森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等のうちプロジェクト事業者・参加者として申請していない者がいる。このため、これらの森林所有者に制度終了後 10 年間は不適切な主伐や土地転用を行わないことを十分理解していただくため、個別訪問し説明した。 あわせて、プロジェクト対象となる森林所有者については、確認書を書面で受け取っている。 国有林も含まれるが、分収林契約を締結しているため、プロジェクト期間終了後10年間の永続性は担保されている。(提示資料3)
D.3 その他特記事項	無